

## 福島県12市町村空き家改修等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 福島県は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村。以下「12市町村」という。）において、12市町村外からの移住者の定住を図るため、移住者が自ら居住することを目的として行う空き家の改修及び片付けに要する経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 空き家改修等補助金

第3条で規定する要件を満たす者に対し、福島再生加速化交付金を活用し交付する補助金をいう。

#### (2) 空き家

12市町村内に所在する居住用として使用された戸建て住宅又は併用住宅で、移住者が自ら居住する目的で売買契約又は賃貸借契約を締結した物件をいう。

#### (3) 改修

空き家の内外装、玄関、居室、台所、風呂、トイレ及び井戸等を対象とした一般的な改修・リフォーム（増築及び改築を除く。）をいう。

#### (4) 片付け

空き家の残置物の撤去、運搬及び処分並びに清掃をいう。

#### (5) 改修工事等

移住者が第4条第1項で規定する要件を満たす事業者へ請け負わせて行う改修や片付けをいう。

### (補助対象者の要件)

第3条 空き家改修等補助金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）が申請時において満たすべき要件は、次のとおりとする。

#### (1) 申請者が、申請時点において12市町村内に居住している場合は、次のア～ケのすべてに該当すること

ア 令和8年4月1日以降に12市町村に転入（住民票を異動）したこと。

イ 12市町村に転入する直前に、連続して3年以上、12市町村外に居住

- していたこと。
- ウ 自らの意思で12市町村外から転入し、当該補助金の実績報告の日から5年以上継続して、改修工事等を行った空き家に居住することを誓約すること。
  - エ 平成23年3月11日時点で12市町村外に居住していた（12市町村外に住民票があった）こと。
  - オ 過去に当該補助金の交付を受けた者でないこと（過去に当該補助金の交付を受け返還命令の対象となった者や虚偽の申請等が判明した者を含む）。
  - カ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - キ 日本国籍を有する者であること。ただし、外国籍の場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
  - ク 市区町村民税を滞納していないこと。
  - ケ その他、知事が当該補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 申請者が、申請時点において12市町村内に居住していない場合は、次のア～クのすべてに該当すること
- ア 申請する直前に、連続して3年以上、12市町村外に居住していること。
  - イ 交付決定を受けた改修工事等の実績報告の日までに12市町村に転入（住民票を異動）し、当該補助金の実績報告の日から5年以上継続して、改修工事等を行った空き家に居住することを誓約すること。
  - ウ 平成23年3月11日時点で12市町村外に居住していた者（12市町村外に住民票があった者）であること。
  - エ 過去に当該補助金の交付を受けた者でないこと（過去に当該補助金の交付を受け返還命令の対象となった者や虚偽の申請等が判明した者を含む）。
  - オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - カ 日本国籍を有する者であること。ただし、外国籍の場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
  - キ 市区町村税を滞納していないこと。
  - ク その他、知事が当該補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (改修工事等の要件)

第4条 移住者が事業者に請け負わせて行う改修工事等は、次の各号のすべて

に該当するものとする。

- (1) 第8条の交付決定を受けた後に着手するものとし、かつ、交付申請年度の2月末日までに改修工事等を完了すること。ただし、知事がやむを得ないと認めた場合には、この限りではない。
- (2) 改修工事等を行う空き家の住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていること。
- (3) 改修工事等を行う空き家が、建築基準法等の関係法令に違反していないこと。
- (4) 改修工事等を行う空き家の居住以外の目的使用、転貸又は使用权の譲渡を行わないこと。
- (5) 空き家を賃借して改修工事等を行う場合は、空き家の所有者から改修等実施の承諾を得ること。

（補助対象経費）

第5条 空き家改修等補助金の対象となり得る経費は、移住者が次の各号を満たす事業者へ請け負わせて行う改修工事に要する経費と、事業者へ請け負わせて行う片付けに要する経費とする。ただし、国又は地方公共団体の他の補助金の交付を受ける場合は、当該補助金に係る経費を除くものとする。

- (1) 改修工事等の内容に応じた建設業許可を得ていること。
  - (2) 原則、福島県内に事業所があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、当該補助金の対象外とする。
- (1) 空き家の改修に直接関係のない外構工事、空き家へのアプローチ部及び周辺部以外の庭木の剪定・除草等に要する経費
  - (2) 空き家を取得又は賃借した後に新たに持ち込まれた物品の処分
  - (3) 家電リサイクル対象品（エアコン・テレビ・冷蔵庫等）の処分
  - (4) 空き家の存する市町村等が無料で収集を行うごみ（粗大ごみを含む。）及び資源物の処分
  - (5) 移動可能な家具や家電その他備品類等のクリーニングや、改修後に行う清掃
  - (6) 併用住宅の場合は住宅の用に供する部分以外に係る改修等に要する経費
  - (7) その他、知事が当該補助金の対象として不相当と認めた経費

（補助金額）

第6条 第3条で規定する要件を満たす者に対し、次の各号に定める金額を交付する。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 改修工事又は改修工事と片付けの両方の場合、対象経費から自己負担額

30万円を控除した額とし、上限は250万円とする

(2) 片付けのみの場合、対象経費から自己負担額5万円を控除した額とし、上限は50万円とする

(交付申請)

第7条 申請者は、改修工事等の着手前に、福島県12市町村空き家改修等補助金交付申請書（第1号様式）に別表1に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当と認められるときは、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認められるときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(交付決定内容の変更)

第9条 前条第1項の規定により空き家改修等補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、交付決定の内容を変更しようとする場合には、福島県12市町村空き家改修等補助金変更交付申請書（第2号様式）に別表2に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項のただし書きに規定する軽微な変更とは、補助金の増額を伴わない次の各号に該当するものとする。

(1) 補助対象経費の20%以内の変更

(2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更

3 知事は第1項の規定に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、交付決定者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ等)

第10条 交付決定者は、第8条の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付申請を取下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、第8条による交付決定を受けた日から起算して10日以内に、福島県12市町村空き家改修等補助金取下げ申請書（第3号様式）を知事に提出するものとする。

3 交付決定者は、交付対象事業を中止又は廃止しようとする場合には、福島県12市町村空き家改修等補助金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、交付決定者に通知する

ものとする。

(状況報告)

第11条 交付決定者は、改修工事等の遂行及び支出状況について知事から報告を求められたときは、速やかに、福島県12市町村空き家改修等補助金遂行状況報告書（第5号様式）による遂行状況報告書等の書類を提出しなければならない。

2 交付決定者は、改修工事等が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は改修工事等の遂行が困難となったときは、速やかに、福島県12市町村空き家改修等補助金に係る事業遅延等報告書（第6号様式）による遅延等報告書を県に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、改修工事等の完了の日から2か月以内又は申請日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、福島県12市町村空き家改修等補助金実績報告書（第7号様式）に別表3に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書等を受理したときは、これを審査し、改修工事等の成果が第8条の交付決定の内容に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに、福島県12市町村空き家改修等補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、交付決定者に空き家改修等補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は関係法令に違反したとき

(2) 虚偽の申請、その他不正の手段により交付の決定を受けたことが明らかになったとき

(3) その他、知事が適切でないと認めるとき

(返還制度)

第16条 知事は、次の各号のいずれかの要件に該当する者に対し、既に空き家改修等補助金が交付されているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 当該補助金の実績報告の日から3年未満で、12市町村から転出した又は改修工事等を行った空き家から転居した場合
  - (2) 当該補助金の実績報告の日から3年以上5年以内に、12市町村から転出した又は改修工事等を行った空き家から転居した場合
  - (3) 虚偽の申請又はその他不正の手段により当該補助金の支給を受けたことが明らかになった場合や、居住の実態がないことが明らかとなった場合
- 2 返還の対象となる金額は別表4に定める金額とする。
  - 3 知事は、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は返還額の全部又は一部を免除することができる。
  - 4 知事は、第1項に基づく返還を命ずるときは、その命令に係る当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。
  - 5 第1項に基づく当該補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができる。

#### (財産の管理)

- 第17条 交付決定者は、改修工事等により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（第9号様式）を備え、管理しなければならない。
- 2 交付決定者は、改修工事等が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、空き家改修等補助金の交付目的に従ってその活用を図らなければならない。

#### (財産の処分の制限)

- 第18条 規則第18条に規定する県が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 2 交付決定者は、前項に定める期間内に、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供し、又は取り壊す等する（以下、「取得財産等の処分」という。）ときは、福島県12市町村空き家改修等補助金に係る取得財産等の処分承認申請書（第10号様式）により知事の承認を受けなければならない。
  - 3 交付決定者は、取得財産等の処分により収入があるとき、又はあると見込まれるときは、福島県空き家改修等補助金に係る財産処分による収入金報告書（第11号様式）により収入金報告書を知事に提出しなければならない。知事は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第19条 交付決定者は、空き家改修等補助金の申請に関する証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び立入調査)

第20条 知事は、空き家改修等補助金の交付について適正を期するために必要があると認めたときは、交付決定者に対して居住実態や就業状況等に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(転出・転居等の報告)

第21条 交付決定者は、空き家改修等補助金の実績報告の日から5年を経過する日までの間に、12市町村から転出しようとする場合又は改修等を行った空き家から転居しようとする場合は、転出・転居先等報告書(第12号様式)により知事に報告しなければならない。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 交付申請書の添付書類（第7条関係）

<申請時点において12市町村内に居住している場合>

- ① 事業計画書（第13号様式）
- ② 空き家の現況等がわかる写真（外観、内観）
- ③ 空き家の売買契約書又は賃貸契約書の写し
- ④ 改修工事等に係る見積書の写し
- ⑤ 改修工事等に係る部位を明記した図面の写し
- ⑥ 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）の写し
- ⑦ 住民票謄本の写し
- ⑧ 移住元の住民票の除票の写し（在住地、在住期間を確認できる書類）
- ⑨ 戸籍謄本の附票の写し（平成23年3月11日時点の居住地を確認できるもの。）
- ⑩ 12市町村に転入する直前の1月1日時点で住民登録していた居住地における市区町村民税を滞納していないことを証明する書類
- ⑪ 福島県12市町村空き家改修等補助金の交付申請に係る誓約書（第14号様式）
- ⑫ 福島県12市町村空き家改修等補助金に係る個人情報の取扱い同意書（第15号様式）
- ⑬ 空き家改修等補助金の振込先となる口座の預金通帳等の写し
- ⑭ その他、知事が必要と認める書類

<申請時点において12市町村内に居住していない場合>

- ① 事業計画書（第13号様式）
- ② 空き家の現況等がわかる写真（外観、内観）
- ③ 空き家の売買契約書又は賃貸契約書の写し
- ④ 改修工事等に係る見積書の写し
- ⑤ 改修工事等に係る部位を明記した図面の写し
- ⑥ 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）の写し
- ⑦ 住民票謄本の写し
- ⑧ 戸籍謄本の附票の写し（平成23年3月11日時点の居住地が確認できるもの。）
- ⑨ 申請時点で住民登録している居住地における市区町村民税を滞納していないことを証明する書類
- ⑩ 福島県12市町村空き家改修等補助金の交付申請に係る誓約書（第14号様式）
- ⑪ 福島県12市町村空き家改修等補助金に係る個人情報の取扱い同意書（第15号様式）
- ⑫ 空き家改修等補助金の振込先となる口座の預金通帳等の写し
- ⑬ その他、知事が必要と認める書類

別表 2 変更交付申請書の添付書類（第 9 条関係）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 変更後の改修工事又は片付けに要する費用の見積書の写し</li><li>② 変更後の改修部位を明記した図面の写し（改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。）</li><li>③ その他、知事が必要と認める書類</li></ul> |
|---|

別表3 実績報告書の添付書類（第12条関係）

<申請時点において12市町村内に居住している場合>

- ① 改修工事等を実施した空き家の全部事項証明書
- ② 改修工事等に係る契約書及び領収書の写し
- ③ 改修工事等を実施した部位を明記した平面図
- ④ 改修工事等の内容が分かる写真
  - ※ 着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること。
- ⑤ その他、知事が必要と認める書類

<申請時点において12市町村内に居住していない場合>

- ① 改修工事等を実施した空き家の全部事項証明書
- ② 改修工事等に係る契約書及び領収書の写し
- ③ 改修工事等を実施した部位を明記した平面図
- ④ 改修工事等の内容が分かる写真
  - ※ 着手前・施工中・完了時それぞれの写真を添付すること。
- ⑤ 住民票謄本の写し
- ⑥ 移住元の住民票の除票の写し
- ⑦ その他、知事が必要と認める書類

別表4 返還を命ずる額（第16条関係）

返還発生の要因	返還を命ずる額
空き家改修等補助金の実績報告の日から3年未満で、12市町村から転出した又は改修工事等を実施した空き家から転居した場合	交付金の全額
空き家改修等補助金の実績報告の日から3年以上5年以内に、12市町村から転出した又は改修工事等を実施した空き家から転居した場合	交付金の半額
虚偽の申請等が明らかとなった場合	交付金の全額

※ 居住の実態がないことが明らかとなった場合には、別表4に関わらず返還を求める場合がある。